

# テキストの生産と戦略

帰属戦争、テキストの翻訳、文芸の制度化<sup>①</sup>

野呂 康

現在のベルギーとフランス北部フランドル地方を主要な舞台とした帰属戦争は、諸係争国の主義・主張を正当化するための論争文書の出版、翻訳を促すと同時に、その後現代まで継続される文芸制度発生契機となった。以下では帰属戦争の争点、当時の国際関係、論争テキスト生産の場、そして文芸の制度化への過程、この四点を文学テキストを出発点としつつまとめてみたい。

## 結婚と平和、死と戦争<sup>②</sup>

1667年、フランスから『スペイン王国領の諸国に対するフランス王妃の諸権利論』<sup>③</sup>というテキストが周辺地域に発信された。この題名から幾つかの問いが即座に喚起される。「スペイン王国領の諸国」とはどこであろうか、なぜ「スペイン王国」に属す「諸国」に対して「フランス王妃」が「諸権利」を求めることができるのか。これら一連の問いこそ、われわれの出発点である。

1635年以来スペインとフランスは戦争状態にあった。1659年のピレネー条約はこの争いに終止符を打つ。しかしこれは単なる和平条約ではなかった。フランスは条約締結の条件として、スペイン王女マリア＝テレジア（マリ＝テレーズ・ドートリッシュ）をルイ十四世の後に要求する。マリア＝テレジアは、スペイン王フェリーペ四世が最初の妻である、ブルボン家出身でルイ十三世の妹にあたるイザベル王妃（エリザベト・ド・フランス）との間にもうけた王女であった。ところでスペイン王国では当時女性の王位継承が認められていた。この結婚が成立してかつ王女が王位継承をすれば、その夫ルイ十四世がスペイン王国を併合してしまう可能性も出てくる。故にマリア＝テレジアも結婚に際

し王位継承権を放棄せざるをえないわけである。これは既にルイ十三世と結婚したアンヌ・ドートリッシュにもとられた措置であった。将来的にはルイ十四世は、スペイン継承戦争（1701-1713）で孫のアンジュー公フィリップをフェリーペ五世としてスペイン王位につけるわけだから、ピレネー条約から既にフランスは王位継承を欲していたと考えられるだろう。

ところがフランスはマリア＝テレジアの王位継承権放棄を正式に承認してでも結婚の成立を望んだ。1656年以來リヨヌとペドロ・コロマ（とルイス・デ・アロ<sup>(4)</sup>）の間で続けられてきた結婚交渉は、1659年8月22日ついに合意に達する。その条件としてフェリーペ四世は王女の持参金として金50万エキュ<sup>(5)</sup>を三回に分けて支払うことを約束。金額は1612年のアンヌ・ドートリッシュの時の持参金と同額で、一回目の支払いは結婚直前、二回目はその六ヵ月後、三回目は二回目の十ヵ月後の約束がなされた。このときリヨヌは後に王妃による継承権放棄の無効を主張できるように、婚姻条項に「50万エキュの支払いと引き換えに王妃マリ＝テレーズは...を放棄し」<sup>(6)</sup>という文言を挿入させようとする。この戦略に気がついていたコロマは難色を示すが、合意以前にコロマが死んでしまったため、この「と引き換えに」という細部は見逃されることになる<sup>(7)</sup>。

最終的に婚約は成立しルイ十四世はボルドーに向かった。9月21日には難航していたすべての条項が合意に達し、グラモン元帥<sup>(8)</sup>が結婚申し込みの使者としてボルドーからスペインに送られ、10月17日フェリーペ四世が申し込みを受ける形で婚姻は成立する。11月7日、二人の全権大使（マザランとアロ）は条約締結のような厳格な手続きにより婚姻契約を交わす<sup>(9)</sup>。さらにこの契約を義務づけるために、11月24日のピレネー条約の条項と同時に批准されることになる<sup>(10)</sup>。ルイ十四世はこの日トゥールーズで、フェリーペ四世は12月1日マドリッドで批准した。翌1660年6月2日、継承権放棄が厳粛に行われる。二日後にはスペイン北方フエンテラビア<sup>(11)</sup>で代理人により婚姻が結ばれ、さらに二日後の6月6日にはルイ十四世自らフザン島<sup>(12)</sup>に王女を迎えに行き条約と放棄に関する誓いをし、9日にはフランスのバイヨヌ、サン・ジャン・ド・リュズ教会で挙式が行われる<sup>(13)</sup>。7月21日の王令で各地の高等法院に登録され、7月27日にはパリでも同様の措置がとられた。この機会を利用して、当

時の文芸者はこぞって平和と婚姻を祝す詩を製作している。ところがルイ十四世はマリ＝テレーズにフランス国内での継承権放棄宣言の更新を許さない<sup>(15)</sup>。これが後の争点となる。フランスはスペインが三回分割払いを約した持参金を一度も払わなかったことを条約違反として継承権放棄の無効性を訴える。スペインの側としては、フランスがマリ＝テレーズに国内での宣言を再びさせなかったことを理由にそれを認めないというわけだ。

ところでマリ＝テレーズにはバルタザール王子という兄弟がいたが、若くして死んでしまう。フェリーベ四世はハプスブルク家のマリアナと再婚し、1661年には後のカルロス二世をもうける。この幼少の王子は極端に病弱であった。つまりフェリーベ四世とその唯一の王子が共に死んだ場合、スペイン王国全体の王位継承権がマリ＝テレーズに転がり込んでくる、仮にフェリーベ四世が死んでカルロス二世が残っていたとしても持参金が払われない以上、何らかの権利をマリ＝テレーズのために求めることが可能になる。それでは具体的にどのような権利を求めることができるのか。

## 遺産相続

ほぼ現在のベルギーとフランス北部にあたる地域、スペイン領南ネーデルラントはエノー伯領、フランドル伯領、ブラバント公領などからなり、かつてのブルゴーニュ公国の一部をなしていた。この地域には「[[遺産] 帰属権」<sup>(16)</sup>と呼ばれる慣習法が存在していた。この法によると父方の遺産相続は最初の結婚で生まれた子供の方が、二度目以降の結婚で生まれた子供たちに優先して行われる。その場合再婚した父親は単なる用益権者<sup>(17)</sup>であり、財産の真の所有者は初婚の子供ということになる。但し、子供が正式の所有者になるには父親の死を待たねばならない。この法は地域の限定された民間の慣習法であるから、主権<sup>(18)</sup>の譲渡に適応されるかどうかは微妙な問題だが<sup>(19)</sup>、ルイ十四世はこの権利を王妃マリ＝テレーズの名の下に主張するのである。要するにこの法に従えばフェリーベ四世は用益権者にすぎず、カルロス二世はこの地域を対象とした相続、継承からは除外される。そしてこの権利を主張するためには、先ほどの相続権放棄の証書が障害となるわけである。フランスは当初、スペイン宮廷から

権利放棄を無効とする正式な宣言を手に入れようとし、さらには各関係国にもこれを認めさせようと働きかけていた。

## 俯瞰図

帰属戦争は争奪の対象となった地域に因んでフランドル戦争とも呼ばれ、1667年のスペインからの宣戦にはじまり、翌年のアーヘン条約（エクス・ラ・シャベル条約）で終結する短い戦争である。この戦争準備のために、ルイ十四世は水面下で無数の交渉を組織した。以下、フランスと他の国々との複雑な外交関係に一瞥を与えておく。

スペインのマドリッドに、1661年8月1日、フランスの使節アンブラン大司教<sup>(20)</sup>が到着し、結婚持参金の支払請求と継承放棄の無効を訴える<sup>(21)</sup>。同年11月には持参金の支払期限も切れてしまう。この間スペインでは、未だ継承者に指定されていなかった王子が死ぬが、11月6日には新たな王子が誕生する（後のカルロス二世）。1662年10月までに交渉は何度目かの決裂を余儀なくされていた<sup>(22)</sup>。こうした状況の中、ルイ十四世はフェリーペ四世の議会での諮問などの資料を手に入れるよう大司教に指示を出しつつ<sup>(23)</sup>、フランス国内でも王妃の権利放棄についての検討をはじめさせている<sup>(24)</sup>。この時点では未だスペイン領南ネーデルラント諸地方の要求も、それと持参金との関係も問題とはなっていない。スペイン王存命時には、とりあえず継承権放棄の無効性の検討が先決であったわけである。

オランダ、すなわち北部ネーデルラントの7州は1579年ユトレヒト同盟を結び、1609年にはスペインからの実質的な独立を果たしている。1648年、北部諸州とスペイン領南部ネーデルラントの分裂は決定的となってしまふ。フランスとしてはフランドル侵攻を想定して、軒を接する南部地域を北部保護下に置かせたくない。折りしも1662年4月にオランダとフランスの間に通商条約が結ばれている。これはフェリーペ四世の死を待ちつつ、王国全体の継承よりも部分的な継承の主張をし始める時期にあたる。この時外交使節エストラド伯と、1653年来オランダ州長官にかわり政をとるウイト<sup>(25)</sup>が交渉を始めていた。しかしオランダ州議会は既に王妃の権利放棄の有効性を認めているために、フ

ランスの説得、そしてスペイン領南ネーデルラント分割計画の交渉も難航せざるを得ない。この 1663 年から 1664 年の間に、エストラド伯はフランスでオランダ説得のための「或る本」が用意されつつあることを耳にする<sup>(26)</sup>。前述フランスでの検討作業がこの「本」に結実しつつある点、確認しておきたい。

イギリスとオランダは 1665 年 3 月から 1667 年 7 月まで戦争状態にあった。フランスは 1667 年 2 月にはイギリスから不介入の同意を得<sup>(27)</sup>、最終的には両国がフランスの戦争に中立を守るよう働きかけている。

スペイン領南ネーデルラントには 1664 年 7 月 31 日、スペイン総督としてカステル・ロドリゴ侯<sup>(28)</sup>が派遣されてくる。到着と同時に彼は武装をはじめ、これがフランスを刺激する<sup>(29)</sup>。この危機はとりあえず回避されるが、こうした戦争以前の騒乱により、既にフランドルに向かうフランスの欲望があらわになりつつある。

ポルトガルはブラガンサ家ジョアン四世を戴き、1640 年の革命以来スペインからほぼ独立していた（実際の独立は 1668 年）。これを支援するためにルイ十四世は 1660 年、プロテスタントのシヨンベルク伯<sup>(30)</sup>を秘密裏に送りこみポルトガル政府に協力させると同時に、1662 年以降にはイギリス政府を仲介にして年間 60 万リーヴルの金額を提供する。この額は 1665 年には 90 万リーヴルまで上がっている。つまり一方では 50 万エキュの持参金をスペインに請求しながら、その五分の二強にあたる金額をポルトガルに毎年注ぎ込んでいるわけである。フランスはフランドル侵攻前に共同戦線を張るべく、ポルトガルとの条約を急ぐ必要があった。1665 年から 1666 年にかけてルイ十四世は、サン＝ロマン、ブルゼイス<sup>(31)</sup>らを派遣し交渉にあたらせ、また当地で「王妃の諸権利」のための資料収集に努めさせていた。帰属戦争直前 1667 年 3 月 31 日に両国は条約締結にこぎつける。

皇帝レーオポルト一世は 1663 年 12 月 18 日、スペインのマルガリータ王女と婚姻契約を交わしていた。これにより皇帝は後の王国継承者カルロス二世の義弟となるわけで、スペイン王としては後ろ盾ができたことになる。フランドル地方はかつてのブルゴーニュ公領に属しているために、この婚姻により皇帝軍の援助も期待できるのである。それを阻止することがフランスの課題であった。だがそれだけではない。フランスはさらに一歩進めて、皇帝との間に将来

のスペイン王国分割を約す秘密条約を結ぶことになるだろう<sup>(32)</sup>。

ライン同盟はウェストファリア条約後の 1651 年に形成されたカトリック諸国の同盟に、1658 年にはプロテスタントが加わり、そこにマザランがフランスを参加させて 1658 年 8 月 14 日に成立した。三年ごとに既に二度更新されていたこの同盟は、1667 年 8 月 15 日に三度目の期限切れを迎えるところであった<sup>(33)</sup>。フランスはこれを更新し、皇帝軍のフランドル地方への派兵阻止を目論む。結局更新には失敗するが、ルイ十四世は各領邦君主と個別に条約を結ぶことで、戦争計画を実行に移してゆく<sup>(34)</sup>。

スウェーデンとフランスは、コンデ公によるポーランド王位継承の計画、デンマークとの通商条約などに関連して、一時対立要素を抱えていた。1665 年イギリスとスウェーデンの間に同盟が結ばれると、フランス、オランダ、スウェーデンで対英同盟を成立させるため、ルイ十四世はアルノー・ド・ボンボンヌ<sup>(35)</sup>を送り込む(1666 年 2 月)。同盟はフランスのフランドル侵攻のため不成立に終わるが、派遣自体戦争準備の一端をなしているといえる。

こうした多目的な外交交渉の最中に戦争の条件が整う。カトリック王フェリーペ四世は 1665 年 9 月 17 日に死に、王位継承者カルロス二世は幼少・病弱の状態に取り残される。ところが遺言により王妃マリ＝テレーズの権利放棄が再確認され、持参金は「パリ高等法院での登録証書の欠如が原因で」支払われなかったがいずれ遂行される由が明らかにされる<sup>(36)</sup>。南ネーデルラントに関してもスペイン王国に「帰属している」ことが第十項目で確認された<sup>(37)</sup>。こうして王妃による権利放棄の取り消し、王妃の継承権、南ネーデルラントのフランスへの割譲、すべてが正式に拒否されてしまう。

## 文書の流通

1666 年 9 月、ルイ十四世はスペイン宮廷にいるアンブラン大司教にオランダで流れている噂を伝えている。カステル・ロドリゴがスペインとフランスの同盟交渉について聞き、オランダでルイ十四世を中傷する文書をばら撒かせているというのである<sup>(38)</sup>。フランドルの総督がスペインでの交渉の噂を聞いて、オランダでフランスに関する文書を配布させる、さらにそのニュースがフラン

スからスペインに伝わる。これが如何なる文書なのかは今のところ特定できないが、この流通のあり方にこの時期の文学テキストの特徴と戦略が如実に現れている。

同じ頃、今度はスペインで出回る文書について大司教がフランスに伝えている<sup>(39)</sup>。そこではフランスが病弱な王位継承者の死を待ってスペイン王国全体を継承するのか、それとも「王妃の諸権利」を主張して部分的な相続を優先するかという継承問題と、ブラバントやエノーといった地域に関する権利問題が平行して論じられているようである。しかしこれら継承問題と権利問題を結びつけたものが「陛下の計画」であることは未だ公の決定事項ではなかった。それ故、憶測に基づく複数の文書が各地で出回るのである。

翌 1667 年 5 月 1 日、ルイ十四世はフランスの武装に脅威を感じているスペイン宮廷に、それが唯の軍事演習である由を書き送っている<sup>(40)</sup>。ところがその一週間後、フランドル侵攻と同時にルイ十四世はもう一通の手紙を「フランス語とラテン語の文書」と共に送りつける<sup>(41)</sup>。これが本稿冒頭で触れた『スペイン王国領の諸国に対するフランス王妃の諸権利論』で、スペイン語版も同時に発送されていた<sup>(42)</sup>。ルイ十四世が「自分が権利を主張する理由を含み、フランドル総督が世間に広めた数々の反対文書がしている取るに足らない異議申し立てを十分に説明している」と書くところに、先ほどのカステル・ロドリゴが流通させていた文書に対抗する意識が表れている<sup>(43)</sup>。この手紙はスペイン宮廷とアンブラン大司教にとって「不意打ち」として捉えられた<sup>(44)</sup>。5 月 12 日、リヨヌはカステル・ロドリゴの手に渡るよう、『諸権利論』のフランス語版とスペイン語版の二部を在仏スペイン大使のフエンテに託す。ところがそれより二ヶ月前、1667 年 3 月の手紙でカステル・ロドリゴは「声明書」がフランドルで出回っている事実を既に告げている。つまり『諸権利論』出版以前に何か文書があったことになるのである<sup>(45)</sup>。これが以下で分析する『フランス王妃の諸権利についての対話』というテキストであった<sup>(46)</sup>。

## 二つのテキスト

さて戦争を契機としてマリ＝テレーズ王妃の諸権利関係文書が各地で量産されることになるわけだが、実は南ネーデルラントをめぐる議論はフランスでも長い伝統をもっていた<sup>(47)</sup>。ルロンの書誌には帰属戦争の終わる 1668 年以前のみを拾っても、「エノー、フランドル、ブラバントの法」という項目に四十七ものテキストが列挙されている<sup>(48)</sup>。それらのテキストの内、1.フランスの国家事業という色彩が強い、2.版型、翻訳、生産時期、配布方法等細部まで緻密に計算され、国際的で総括的な性格をもつ、3.戦争と直結しているだけに広範囲な影響力をもち多数の反論が寄せられた、などの特徴を挙げられるのが前述の『諸権利論』と、『対話』というテキスト<sup>(49)</sup>である。

この二つはもともと同時期に同じ執筆者群により、双生児のようにして生産された<sup>(50)</sup>。『対話』は計画段階では「小さい作品」と呼ばれ法的な問題を含まず、スペイン王の存命中に王自身への「声明文」として発表するように用意された。これに対して「大きい作品」である『諸権利論』は、法律の認証や法院の判決が「王妃の諸権利を損なう」ほどの効力は持たないことを証明するために準備される。出版の時期が異なることで「声明文」か、判例を含む資料集かという違いが意図的に設けられたわけである。

『諸権利論』には二種類の版型があり<sup>(51)</sup>、パリの王立出版所で印刷された。匿名出版にもかかわらず、パリ高等法院弁護士ピラン<sup>(52)</sup>とブルゼイスの著者名が伝えられている。第二版には 1667 年 5 月 8 日付け、フランス国王からスペイン女王への手紙が組み込まれている。さらにスペイン語版とラテン語版が一緒にスペインに送られたことから同時期の出版であること、ドイツ語版は 5 月 8 日付け手紙を含むため第二版からの翻訳であることがわかる。翻訳原本の多様性や出版時期の違いなどは、時局に対応して変化するフランスの戦争戦略理解にとって不可欠の要素である。

従来、帰属戦争についての記述は『諸権利論』のみを「声明文」として扱い、戦争をめぐる論争テキストの代表としてきたという経緯がある。故に本稿では、限られた紙幅で文芸者の役割を強調するためにも、対として生産されながら法的な資料集の装いを意図的に剥ぎ取られている『対話』の紹介と分析にのみ集



中したい。

イタリア語版とフラマン語版をもつ『対話』は、当時スペイン領南ネーデルラントの中心都市であるブリュッセルでの、フランス、フランドル出身の弁護士二人とドイツ人、この三人の対話で構成される。ここにフランス、フランドル（乃至オランダ）、神聖ローマ帝国（乃至皇帝）の象徴を読み込むのは妥当だろう。対話冒頭で偶然話題の地を訪れたフランス法曹の専門家は、当地の同業者に数々の疑問点をぶつける。ところがこのフランス人は本国で見たという或る「写本」の論拠を並べているうちに、相手を説得してしまうのである

フランスの弁護士「私にはこんなことがどうして戦争の口実になりうるのか理解できません。というのも王妃の権利と要求がほんとうに正当であるなら、スペイン王が血統が要請する正義を妹君に拒否しているか、この王女のものである諸国が、奇妙な野心を支持して本来の主権者に対して不実を犯したかと思っています。」

フランドルの弁護士「しかし王妃の要求が正当だと誰が判断するのですか。」

フランスの弁護士「法と理性と彼の地の習慣、それらの国で遵守されている模範と慣例です。」

フランドルの弁護士「確かに、あなたがおっしゃっていること以上に正しいことはありえません。……それらの要求の幾つかをご存知ですか。」

フランスの弁護士「私はフランス王が私の友人の一人に書かせた写本の分厚い論を見ました。……」

フランドルの弁護士「その論がここ辺りで自由な通路を見出すこともないのではないかと心配です。しかしあなたはその論の内容について覚えているのではないのでしょうか。」(pp.11-12)

『対話』の虚構性は十分意識する必要がある。がそれにしても「写本の分厚い論」の存在は注目に値する。確かに「写本」の状態であれば流通は難しいし、たとえ印刷されても「ここ辺りで自由な通路を見出す」のも容易ではない。ここに英蘭戦争中、フランス軍がオランダに渡る「通路」を、「ブリュッセル」のカステル・ロドリゴが封鎖しているという現状が透写されているわけだ。

フランスの弁護士は写本を引き対話内容の正当化を計りつつ、写本の近い将

来の到来を予告し、未だ存在しない印刷本への欲望をかきたて続ける。

フランドルの弁護士「論は何語で書かれているのですか。」

フランスの弁護士「原本はフランス語ですが、より流布するように王がラテン語に翻訳をさせたのです。誓っていえませんが、ラテン語版の出来はすばらしいですよ。」

フランドルの弁護士「その作品がわれわれの手元まで届かないのではないかと心配です。……」(p.69)

こうして話の進行上、フランドルの弁護士自らが「写本」の出版を依頼し、その形式を指定することになる。

フランドルの弁護士「つまり、慣習法のテキスト全文、欄外に出典、そして私たちの会話、これらすべてを一緒に印刷させていただきますか。それは真理に対する義務ですし、それにお耳にそおっと申し上げますが、私たちの尊い王妃さまに対する義務なのです。」

フランスの弁護士「ああ、そのような御告白を聞くと私自身うっとりとしてしまいます。……」

ドイツ人「この対話はかくも穏やかで誠実であったのですから、これより以上に心地よく終わることなど出来ないものです。……この題材に値するほどに、そして私たちの熱望が切に願うほど入念にことを運ばれるようお願いしますよ。」(p.69, fin du dialogue)

原文がフランス語で書かれラテン語版が存在し、「慣習法のテキスト全文、欄外に出典」すべてが印刷される、フランドルの弁護士はまるで既に印刷本を熟知するかのように『諸権利論』の特徴を言い当てる。つまり占領されることになる地域の知識人が占領者側からの欲望をなぞり反復する、そうして写本が実際に印刷本として到来することで被占領者の望みに適った形での占領者の欲望が完遂する。また『諸権利論』を公にするのは「私たちの尊い王妃さまに対する義務」であるという発言は、そうした占領者側の抱く幻想を裏づけるものである。つまりフランドル在住者がフランスの「王妃」を自分たちの主君として暗に認め、被占領者が占領者の想い描く欲望を、あたかも自ら欲するところ

であるかのように宣言するのだ。故にこれを聞いたフランス人は「そのような御告白」 [=宣言]<sup>(53)</sup>に陶醉することになる。最終的に第三者ドイツ人が対話全体をまとめ、「この対話はかくも穏やかで誠実であった」と判断を下す。そして「入念に」ことが運ばれた結果としての『諸権利論』が、印刷され翻訳を含めて世界中にばら撒かれるという仕掛けなのである。

確かに『対話』は写本の要約であり『諸権利論』の印刷予告に他ならないのかもしれない。しかし『対話』は1667年初頭、戦争突入直前の状況とフランスの戦略、支配者の抱く幻想を見事に刻み込んでいるばかりか、即時的な効果を期待された一つのテキストによる行為なのである。

## 文芸空間の効用

さて前述のように、これら「王妃の諸権利」についての検討は1662年頃には始まっていた。しかし作業開始当初、資料が決定的に不足していたのも事実である。例えば「マドリッドへの覚書」というテキストによれば、1664年3月になってもパリには「結婚契約の写し」のような基本資料が欠けていたことが伺える<sup>(54)</sup>。当然のことながら、作業当初から『対話』や『諸権利論』に喚起される問題群が存在したわけではない。プラバントの「慣習法」や「帰属権」についての検討へと移行したのは、王の死やカルロス二世の相続などの外的条件、資料収集などの内的条件が整う1664年頃である。この仕事はまず同年5月頃、『諸権利論』の著者の一人ブルゼイスに任された<sup>(55)</sup>。作業としてはこの人物がまずコルベールの図書館に赴き必要な資料の有無を確認して、入手するよう促し、それを元に「印刷の四ページを超えない程度の王妃の諸権利についての論考」を書き、コルベールが点検する<sup>(56)</sup>。執筆者はブルゼイス一人ではない。テキスト製作に携わったのも資料提供や文章化に直接関わる人々だけではない。コルベールの図書室で働くボンパールやカルカヴィ、王の図書室で働くカッターニュ、コルベールの秘書を勤めるシャルル・ペローなども随時協力していることがわかっている<sup>(57)</sup>。コルベールの図書室、そして数年前からその真横に設えられた王の図書室が作業所を兼ねた資料収集センターの役割を果たしつつ、世界中にテキストを発信する文芸空間を現出させるのである。上で紹介

した二つのテキストは匿名で出版され、後世はそれに一人乃至数人の著者名を与えて歴史化する。しかしこの空間性を前提とした共同作業を見落すと、この時期の文学テキストの生産と流通の把握は困難になる。

## シャプランとコルベールによる文芸空間

誰よりも目立たず、それでいてこの文芸空間の中心を占めていた人物、それが文芸全般の相談役ジャン・シャプラン<sup>(58)</sup>である。1660年代初頭、現在の碑文・文芸アカデミーの前身である「小アカデミー」を創設するにあたり、コルベールはこの人物に相談をもちかける。

しかしながら陛下が受けて当然の御賞賛を受けず、あまりにも長いこと御待たせしないようにするには、私の意見では……あなた様 [コルベール] が最も信頼のおける文筆業者をお雇いになるのがよからうかと存じます。……ご命令さえあれば、散文であろうが韻文であろうが、われらがフランス人であろうが外国人であろうが、フランス語であろうがラテン語であろうが、この職業の中で最も知名度が高い者たちをぜひ推薦させていただきたく存じます<sup>(59)</sup>。

こうしてまずは小アカデミーが誕生することになるのだが、引用にある散文／韻文、フランス人／外国人、フランス語／ラテン語等の二項対立を巧みに組み合わせつつ、シャプランは状況に応じて次々と文芸者を王権に提供してゆく。『諸権利論』のラテン語版が後に科学アカデミー創設時の終身秘書となるジャン＝バチスト・デュアメル<sup>(60)</sup>に任される一方で、スペイン語版作成もシャプランの発案による<sup>(61)</sup>。この人員提供のシステムはドイツ語版でも有効に機能することになる。

当初ラテン語版は、「オランダとドイツ」での流通を期待されていた<sup>(62)</sup>。ところがシャプランはフランドル侵攻直後の1667年6月16日、ブラバントのシャルルロワに駐留しているコルベールにドイツ語版作成計画についてわざわざ書き送っている<sup>(63)</sup>。要約すると、いざ戦争がはじまってみると「かの地[ドイツ]の諸侯の宮廷」での反応は思わしくない。そこで「ごくわずかな時間で」

翻訳が出来る人物との出会いについて報告する必要があったというのである。これが、『諸権利論』のドイツ語版のみがフランス語第二版から、「1667年5月8日」付け手紙と共に訳されたことの原因である。印刷も翻訳者の協力で、当時書物流通のための大市場が設置されていたフランクフルトが選ばれる。翻訳は一つの働きかけである。翻ってこのドイツ語訳のみに刻み込まれた幾つの特徴こそ、この翻訳が何よりも必要とされた状況を物語るのだからである。

ビランとデュアメルを数人が非公開で検討した後、両者に確認をとる。テキスト作成、翻訳、検討、修正が作業として組み込まれている以上、翻訳も如何なる意味でも翻訳者だけの作業とはいえない。このような共同作業を可能にした仕事場としての地理的な空間と、そこに集まるシャプランを頂点とした文芸者の網目が前提とされているのだから、ここに近代的な意味での個人的な作家と作品の概念では把握できない文学生産の様態を観察する必要がある。

## 時間的枠組み

ところでシャプランの仕事には報酬の確保も含まれている。王権への人員提供と文芸者への報酬の配布、この双方向性こそが彼を当代随一の文芸者に仕立て上げている要因なのである。小アカデミー誕生とはほぼ同時に産み落とされた「恩給」という制度が、この地理的空間に時間的枠組みを提供する。

「フランス国王」の名で1664年から1683年まで続く「文芸者に授与される恩給」<sup>(64)</sup>は、すぐれた文芸者に対する特別手当でも学術振興の援助（メセナ）でもなく、或る空間と特定の働きを対象とした一つの制度である。恩恵に与る「文芸者」とその成立・存続の期間から考えて、これがコルベール—シャプランを軸とした空間と結びついているのはおそらく間違いなく、コルベールによる「王の栄光」のための装置の一つである。

小アカデミーは王の歴史記述、建築物のための碑文、メダルやゴブラン織りのための銘などの作成を担当し、その会合は週二回火曜日と金曜日にコルベールの図書室で開かれていた。重要なのはこの細部である。帰属戦争の準備はすべて同じ場所、コルベールの図書室とその横に配置された王の図書室という二

つの図書室を作業場とし、そこに働く人々の協力を得て行われていた。そしてこの空間の住人すべてがほぼ例外なく「恩給」の対象となっている点に注意したい。つまり場所も人員も給与体系もすべてが共有される、これがこの文芸空間の原理なのである。

シャプラン、ブルゼイス、カルカヴィ、カッサーニュ、ペローなど二つの図書室で活動する文芸者は言うまでもない。『諸権利論』のラテン語訳をしたデュアメル、ドイツ語訳に参加したグストマイヤーは、翻訳をしたその年（1667年）のみ恩給を享受している<sup>(65)</sup>。ラテン語混合版に協力したらしいヴァゲンザイル<sup>(66)</sup>は1666年来、毎年恩給にあやかっている。王立教授団教会法教授ジャン・ドゥージャ<sup>(67)</sup>は1669年<sup>(68)</sup>、戦争中に出版された反フランス文書『国家と正義の盾』<sup>(69)</sup>への反駁書を書くことで受給対象となっている。その他直接にはテキスト生産に協力していなくとも、シャプランと文通する外国人はすべて例外なくこのシステムに組み込まれている<sup>(70)</sup>。シャプランーコルベールを軸とした文芸空間に何らかの形で参加する限り、この恩給制度の恩恵に与ると考えてよいわけだ。

## 文芸空間からアカデミーへ

帰属戦争とはこの空間に支えられた文芸の戦争であった。それは単にこの空間から関連テキストが生産されたという意味ではない。テキストやその翻訳を生産するシステム、制度があらかじめ存在したのではなく、この空間内でこそ整備されていったわけである。そしてちょうど戦争前後の時期に、この地理的・制度的空間からそこで活動する文芸者を配して、現在まで存続する多くのアカデミーが生み落とされてゆく。1663年には既述の小アカデミー、1666年には在ローマのフランス・アカデミー、同年に『諸権利論』のラテン語訳をしたデュアメルを初代書記とする科学アカデミーが立ち上がる。その三年後には王立音楽アカデミー、さらにその二年後にはペローの兄弟が関わる王立建築アカデミーが陸続と創設されてゆく。ペローの『覚書』によれば他に短命に終わるとはいえ、ブルゼイス主導による神学や東洋語アカデミーも設立された<sup>(71)</sup>。それは他方でアカデミー・フランセーズ創設以来（1635）半世紀かけて緩やか

に成立した、文芸者としての職能的・身分的独立と制度的従属という奇妙な混交の一応の完成とも考えられよう<sup>(72)</sup>。文芸者が文芸で生きてゆくための文学制度の成立、「大」作家となる条件がその制度内での評価と切り離せなくなるという制度的従属、こうした均衡を支える装置としての国家と国王のメセナは、まさに戦争を契機として現れたこれらの諸制度において完成に向かっていった。

その意味で帰属戦争とその準備を推進した文芸空間こそは、フランス文学制度の成立を告げ、促す機能を担っていたといえるのである。

注

- (1) 本稿発表の場を御紹介くださった成城大学一之瀬正興、北山研二両先生、そして本稿最初の読者であり歴史用語に関して指摘をしてくれた関西大学大学院の嶋中博章氏に感謝の意を記しておきたい。
- (2) 帰属戦争についての本格的な研究はフランスでも僅かである。ましてやその戦争に対する文学テキスト生産の場からのアプローチは皆無といってよい。しかしこの戦争こそはフランスの宣伝活動、それを生産する文芸空間の形成、そしてその空間に端を発する諸アカデミーの成立を把握する上で重要な出来事であった。最近の辞書 *Dictionnaire de l'Ancien Régime* を紐解いても帰属戦争に関しては簡単な説明しかみあたらず、通常なら豊富な参考文献も一切付されていない。概説として最も詳しく論争文書にも一瞥を与えているのは以下の書のみであろう。Joël Cornette, *Absolutisme et Lumières 1652-1783, nouvelle édition revue et augmentée*, Hachette, < Carré Histoire >, 2000。唯一の資料集を兼ねた歴史研究は、十九世紀前半に出版された『ルイ十四世治下、スペイン継承関連文書集』である (*Négociations relatives à la succession d'Espagne sous Louis XIV ou correspondances, mémoires, et actes diplomatiques concernant les prétentions et l'avènement de la maison de Bourbon au trône d'Espagne*, M.Mignet éd., t.I-IV, < Collection de documents inédits sur l'histoire de France >, Paris, Imprimerie royale, 1835-1842)。
- (3) *Traité des droits de la reine très chrétienne, sur divers États de la monarchie d'Espagne*, Paris, Imprimerie royale, 1667.
- (4) Hugues de Lionne (1611-1671), Pedro Coloma (?-1659) et Luis de Haro (1598-1661).
- (5) 上記『文書集』によれば 500,000 écus d'or = 2,700,000 livres、時期により一定

しないようだが、井上幸治編『フランス史』（山川出版社、1969）に付せられた便覧では1エキュがほぼ3リーヴルに相当する。

- (6) “ *moyennant le paiement desdits cinq mille écus d’or aux termes ci-dessus dits, la sérénissime infante Marie-Thérèse, renonce...* ”
- (7) *Négociations relatives, op.cit., t.I, p.46.*
- (8) Antoine, duc de Gramont (1604-1678), pair et maréchal de France.
- (9) *Négociations relatives, op.cit., t.I, pp.52-57.*
- (10) *Id., p.57.*
- (11) スペイン名 Fuenterrabia、バスク名ではオンダリビア (Ondarribia)。
- (12) île des Faisans, île de la Conférence.
- (13) *Négociations relatives, op.cit., pp.57-65.*
- (14) *Id., pp.69-70.*
- (15) *Id., p.70.*
- (16) [遺産] 帰属権 (droit de dévolution)
- (17) 用益権者 (usufruitier)
- (18) 主権、国家主権 (souveraineté)
- (19) *Dictionnaire de l’Ancien Régime, < Dévolution >. Négociations relatives, op.cit., pp.159-161.*
- (20) Georges d’Aubusson de la Feuillade, archevêque d’Embrun, évêque de Metz (?1612-1697).
- (21) *Négociations relatives, op.cit., t.I, p.72.*
- (22) Dépêche de l’Archevêque d’Embrun à Louis XIV. le 11 octobre 1662, dans *id., t.I, p.157.*
- (23) *Négociations relatives, op.cit., t.I, pp.147-148.*
- (24) Dépêche de Louis XIV à l’Archevêque d’Embrun. le 14 mai 1662 dans *id., t.I, p.140.*
- (25) Godefroi, le comte d’Estrades (1607-1686). Johan de Witt (1625-1672), grand pensionnaire.
- (26) Lettre de Louis XIV au comte d’Estrades, 11 janvier 1664 dans *Négociations relatives, op.cit., t.I, p.262.*
- (27) *Id., t.II, p.43.*
- (28) François, le marquis de Castel Rodrigo (?-1668 ).
- (29) *Négociations relatives, op.cit., t.I, p.348-359.*
- (30) Armand-Frédéric de, le comte de Schomberg (?1619-1690).
- (31) Melchior de Harod, de Senevas, le marquis de Saint-Romain (1624-1694). Amable Bourzeis (1606-1672).



- (32) *Négociations relatives, op.cit.*, t.I, pp.LVII-LIX.
- (33) *Id.*, t.II, p.14.
- (34) *Id.*, t.II, p.35.
- (35) Simon Arnauld d'Andilly, marquis de Pomponne( 1618-1699 ).
- (36) Dépêche de l'archevêque d'Embrun à Louis XIV. Madrid, 17 septembre 1665 dans *id.*, t.I, pp.377-378.
- (37) Extrait du testament de Philippe IV. Madrid, 14 septembre 1665 dans *id.*, t.I, p.386.
- (38) Lettre de Louis XIV à l'Archevêque d'Embrun. Vincennes, 27 septembre 1666 dans *id.*, t.I, p.495.
- (39) Dépêche de l'archevêque d'Embrun à Louis XIV. Madrid, 22 octobre 1666 dans *id.*, t.I, p.501.
- (40) *Négociations relatives, op.cit.*, t.II, p.56.
- (41) Mémoire de Louis XIV à l'archevêque d'Embrun. Saint-Germain, 8 mai 1667 dans *id.*, t.II, pp.56-57.
- (42) *Id.*, t.II, p.61.
- (43) Lettre de Louis XIV à la reine d'Espagne, sur son entrée en armes dans les Pays-Bas. Saint-Germain, 8 mai 1667 dans *id.*, t.II, pp.59-60.
- (44) Dépêche de l'archevêque d'Embrun à Louis XIV. Madrid, 19 mai 1667 dans *id.*, t.II, p.104 et la Lettre de la reine d'Espagne à Louis XIV. Madrid, 21 mai 1667 dans *id.*, t.II, p.109.
- (45) Lettre du comte de Castel Rodrigo à la reine d'Espagne. Bruxelles, 16 mars 1667 dans *id.*, t.II, p.52.
- (46) 『対話』と『諸権利論』出版の時期により、フランスの戦争戦略の捉え方が変わってくる。「1667年5月に王は...自らの軍隊の指揮をとりつつ、マドリッドには『王妃の諸権利論』を送りつけていた。軍事行動のための法的な口実であるこの『論』は宣戦の代わりであった。1667年にはさらに、『フランス王妃の諸権利についての対話』と『フランス王妃によりなされた権利放棄が無効であることを、日光よりも明らかに証明する74の理由』が登場する」(J.Cornette, *op.cit.*, p.77)。まず「宣戦の代わり」という表現は曖昧である。スペイン女王はフランスに対する宣戦として「政令」(décret)を発しているのだから、状況はどうであれ形式的には宣戦はスペイン側からなされている。次にこの歴史記述では『対話』と『74の理由』が『諸権利論』よりも後にあらわれたような印象を受けるが、先ほどのカステル・ロドリゴの「声明文」騒動や『対話』自体に組み込まれた「写本」の位置から考えると、どうやら『対話』の方が先に、それも「声明文」として出版されたことがわかる。最後に『諸権利論』や『対話』の様々な版や翻訳に触れな

いと、まるでフランスの戦争戦略が終始一貫しているかのような歴史記述がなされ、諸地域の錯綜した関係と状況を理解しそこないかねない。或るテキストと特にその即時的な効果が問題となる場合、なぜ、どのような状況で、どのような形で出版されたのかを知ることが分析と歴史記述の鍵になる点、強調しておきたい。帰属戦争に関する最も重要な典拠である前掲『文書集』の編者もこれらのテキストを混同しているばかりか、『対話』と『74の理由』についていえばその存在にすら言及していない。

- (47) Jacques Lelong, *Bibliothèque historique de la France*, nouvelle édition corrigée et augmentée par Fevret de Fontette, 1769, Paris, l'Imprimerie de Jean-Thomas Herissant, 5 vols.
- (48) “Droits sur le Hainault, sur la Flandre & sur le Brabant” (28824-28871).
- (49) *Dialogue sur les droits de la Reyne tres Chrestienne*, 1667, in-12, 69p. もう一つ『74の理由』というテキストがあるが、紙幅の関係でこれについては考察の対象としない。
- (50) Bibliothèque nationale de France, *Mélanges Colbert*. 30, f.335v. フランスの国立図書館に所蔵されている文庫「コルベール雑録」の、特に29巻と30巻には、帰属戦争関係の文書が未だ手つかずの状態で保存されている。
- (51) Lettre de Chapelain à Colbert, le 11 février 1667 dans les *Lettres de Jean Chapelain, de l'Académie française*, Tamizey de Larroque éd., 2 vol., 1880, t.II, p.501.
- (52) Antoine Bilain (?-1672).
- (53) 原文 declaration は「宣言」とも訳せるだろう。
- (54) BNF. *Mélanges Colbert* 31, fs.36-37.
- (55) *Mélanges Colbert* には司書により「1665年5月7日」と分類されたテキストがある。テキスト自体には「5月7日」としか入っていない以上、「1665年」というのは司書による年号であろう。これはブルゼイス直筆のコルベール宛メモで、「仕事の計画をたてるため」に作成されたテキストである。「領域は広大で、コルベール殿はご存知のとおり、終わらせるには少々の時間が必要です。しかしまさにそれゆえ私は思うのです、実際私はかつてよりかほど喜びに満ち溢れていることはなく、陛下に御仕えするのに、お引き受けした材料にも事欠かないと確信しております。」(MC., 129. f.217)。しかし同じフランス国立図書館のバリュエズ文庫には仕事の進捗状態を伝える1664年6月17日付けのテキストが残っている(Baluze 336. f.7)、同年9月20日付けのコルベール宛テキスト(MC. 123bis., f.803)、1664年の王妃の持参金を計算した覚書(MC. 30, fs.333-335)などがあることから、仕事の着手は1664年と考えられる。するとおそらく「1665年5月7日」のテキストは、日付を一年遡らせる必要があるのではないだろうか。

- (56) 前註 1664 年 6 月 17 日付けブルゼイスの手紙 (*Baluze* 336. f.7) .
- (57) 「王妃マリ＝テレーズの諸権利に関する準備会議議録」と名づけられた紙片がそのことを示している (“ Procès-verbal des réunions préparatoires relatives aux droits de la reine Marie-Thérèse, par M.J.de Gaumont. Clignancourt, septembre-octobre 1664” (*MC*. 30, fs.334-336)).
- (58) Jean Chapelain (1595-1674).
- (59) Lettre de Chapelain à Colbert, 18 novembre 1662 dans Chapelain, *Opuscules critiques*, A.Hunter éd., p.338.
- (60) Jean-Baptiste Duhamel (1624-1706).
- (61) Lettre de Chapelain à Colbert, 29 février 1667 dans Tamizey de Larroque éd., *op.cit.*, pp.502-503.
- (62) “ A paris le dernier, décembre 1666” (*MC*. 30, fs.347-349). 書き手不明のコルベール宛作業報告で、筆跡は異なるがブルゼイスのものだと想われる。
- (63) Lettre de Chapelain à Colbert, au champ de Charles Le Roy [*sic.*] en Brabant, le 16 juin 1667, Tamizey de Larroque éd., *op.cit.*, p.517.
- (64) “ Pensions et gratifications aux gens de lettres ” dans *Les Comptes des bâtiments du roi sous le regne de Louis XIV*, Jules Guiffrey éd., Imprimerie nationale, 1881. この制度、およびそれと小アカデミー成立の関係については、拙論「終わりにおける始まりの歴史記述—マルク・フェマロリ、「アカデミー・フランセーズ」解説と註解、批評」東京都立大学仏文研究室編『佛文論叢』第 16 号、2004 を参照。
- (65) リスト上でのデュアメル の 給 付 名 目 は 「 数 学 者 」 で 、 グ ス ト マ イ ヤー の そ れ は 「 王 妃 の 諸 権 利 論 を ド イ ツ 語 に し た 翻 訳 の 故 に 」 で あ る 。 そ も そ も 給 付 理 由 と し て ま っ た く 説 明 書 き が 付 さ れ て い な い 人 物 の 方 が 多 い の で 、 参 考 に し か な ら な い 。
- (66) Jean-Christophe Wag(h)enseil (1633-1705).
- (67) Jean Doujat (1609-1688).
- (68) *Réponse au Bouclier d’État, où il est traité de la véritable fin du Roi en son entrée aux Pays-Bas*.
- (69) François-Paul, dit baron de Lisola ou l’Isola (1613-1675). *Bouclier d’état et de justice*, [1667] (sans date, ni lieu).
- (70) Lettre de Chapelain à Colbert, 20 novembre 1665 dans Tamizey de Larroque éd., *op.cit.*, p.421.
- (71) Charles Perrault, *Mémoires de ma vie*, Antoine Picon éd., Paris, Macula, 1993.
- (72) Christian Jouhaud, *Les Pouvoirs de la littérature - Histoire d’un paradoxe*, Gallimard, 2000.